

五十六 第61条の3《農用地等を取得した場合の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定農業用機械等の取得等の時期)</p> <p>61の3-4 .....</p> <p>(注) .....措置法第61条の3第1項.....</p> <p>(農用地等の圧縮限度額の計算)</p> <p>61の3-10 .....</p> <p>(注) <b>農用地等の取得価額が圧縮限度額を超える場合には、その超える部分に相当する金額につき当該事業年度後の事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)に繰越しをすることができないことに留意する。</b></p>	<p>(特定農業用機械等の取得等の時期)</p> <p>61の3-4 .....</p> <p>(注) .....同法第61条の3第1項.....</p> <p>(農用地等の圧縮限度額の計算)</p> <p>61の3-10 .....</p> <p>(注) <b>農用地等の取得価額が圧縮限度額を超える場合には、その超える部分に相当する金額につき翌事業年度以後の事業年度に繰越しをすることができないことに留意する。</b></p>

五十七 第61条の4《交際費等の損金不算入》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(売上割戻し等の支払に代えてする旅行、観劇等の費用)</p> <p>61の4(1)-6 .....</p> <p>.....その預り金等として積み立てた金額は、その積み立てた日を含む事業年度の所得の金額(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度の連結所得の金額)の計算上損金の額に算入しないで、旅行、観劇等に招待した日を含む事業年度において交際費等として支出したものとする。</p> <p>(注) .....</p>	<p>(売上割戻し等の支払に代えてする旅行、観劇等の費用)</p> <p>61の4(1)-6 .....</p> <p>.....その預り金等として積み立てた金額は、その積み立てた日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入しないで、旅行、観劇等に招待した日の属する事業年度において交際費等として支出したものとす</p> <p>る。</p> <p>(注) .....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(交際費等の損金不算入額を計算する場合の資本又は出資の金額等)</p> <p>61の4(2)-1 <b>措置法第61条の4第1項</b>.....</p> <p>(総負債の範囲)</p> <p>61の4(2)-3 .....</p> <p>.....<b>貸倒引当金等</b>.....</p> <p>(原価に算入された交際費等の調整)</p> <p>61の4(2)-7 .....</p> <p>(注) この取扱いの適用を受けた場合には、その減額した金額につき翌事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、翌連結事業年度)において決算上調整するものとする。</p>	<p>(交際費等の損金不算入額を計算する場合の資本又は出資の金額等)</p> <p>61の4(2)-1 <b>措置法第61条の4第1項各号</b>.....</p> <p>(総負債の範囲)</p> <p>61の4(2)-3 .....</p> <p>.....<b>貸倒引当金、退職給与引当金等</b>.....</p> <p>(原価に算入された交際費等の調整)</p> <p>61の4(2)-7 .....</p> <p>(注) この取扱いの適用を受けた場合には、その減額した金額につき翌事業年度において決算上調整するものとする。</p>

五十八 第62条の3《土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(譲渡損失がある場合の譲渡利益金額の合計額)</p> <p>62の3(1)-2 .....</p> <p>(注) .....</p> <p>.....<b>措置法第63条第1項</b>.....</p> <p>(仲介報酬の分割払を受ける場合の重課の計算)</p> <p>62の3(1)-14 .....</p>	<p>(譲渡損失がある場合の譲渡利益金額の合計額)</p> <p>62の3(1)-2 .....</p> <p>(注) .....</p> <p>.....<b>同法第63条第1項</b>.....</p> <p>(仲介報酬の分割払を受ける場合の重課の計算)</p> <p>62の3(1)-14 .....</p>

(1) .....

(2) (1)の事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)後に残金の支払を受ける事業年度 その残金の支払を受ける日を含む事業年度においてその報酬の全額の支払を受けるものとして計算した譲渡利益金額から当該(1)の事業年度において既に一般重課対象報酬に該当するため課税された譲渡利益金額(連結事業年度において措置法第68条の68の規定により課税された譲渡利益金額を含む。)に相当する金額を控除した残額を当該事業年度における当該報酬に係る譲渡利益金額とする。

(3) その分割払を受ける金額のみでは一般重課対象報酬には該当しないが残金の支払額とを合計すれば一般重課対象報酬に該当する場合のその残金の支払を受ける事業年度 その残金の支払を受ける日を含む事業年度においてその報酬の全額の支払を受けるものとして計算した譲渡利益金額を当該事業年度における当該報酬に係る譲渡利益金額とする。

(土地類似株式等の判定)

62の3(1)－19 措置法令第38条の4第2項第1号イに掲げる株式等(以下「土地類似株式等」という。)に該当するかどうかは、法人が株式(出資を含む。以下「株式等」という。)を同号口の規定に該当して譲渡をした時の現況により判定し、同号イに規定する特殊関係株主等の有する株式等の割合が当該株式等の発行法人の発行済株式又は出資(当該発行法人が有する自己の株式等を除く。以下「発行済株式等」という。)の総数の100分の30以上である時において土地類似株式等に該当するかどうかは問わないものとする。この場合において、同一発行法人の株式等につき同一事業年度において譲渡が2回以上行われているとき(当該事業年度において譲渡をした株式等の数の合計が、当該発行法人の発行済株式等の総数の100分の5に当該事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した数以上である場合に限る。)は、そのい

(1) .....

(2) その分割払を受ける金額のみでは一般重課対象報酬には該当しないが残金の支払額とを合計すれば一般重課対象報酬に該当する場合のその残金の支払を受ける事業年度及び(1)の場合に残金の支払を受ける事業年度 その残金の支払を受ける日を含む事業年度においてその報酬の全額の支払を受けるものとして譲渡利益金額を計算し、その計算した金額(1)の事業年度において既に一般重課対象報酬に該当するため課税された譲渡利益金額がある場合には、その金額を控除した残額)を当該事業年度における当該報酬に係る譲渡利益金額とする。

(土地類似株式等の判定)

62の3(1)－19 措置法令第38条の4第2項第1号イに掲げる株式又は出資(以下「土地類似株式等」という。)に該当するかどうかは、法人が株式又は出資(以下「株式等」という。)を同号口の規定に該当して譲渡をした時の現況により判定し、同号イに規定する特殊関係株主等の有する株式等の割合が当該株式等の発行法人の発行済株式の総数又は出資金額の100分の30以上である時において土地類似株式等に該当するかどうかは問わないものとする。この場合において、同一発行法人の株式等につき同一事業年度において譲渡が2回以上行われているとき(当該事業年度において譲渡をした株式等の数又は金額の合計が、当該発行法人の発行済株式の総数又は出資金額の100分の5に当該事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した数又は金額以上である場合に限る。)は、そのいずれかの譲渡の日の現況において、土地類

改 正 後	改 正 前
<p>いずれかの譲渡の日の現況において、土地類似株式等に該当するかどうかにより判定するものとする。</p> <p>(注) .....</p> <p>(総資産の価額の総額の算定が困難な場合の簡便計算)</p> <p>62の3(1)-20 .....</p> <p>(算式)</p> $\frac{\text{当該株式等の譲渡対価の額}}{\text{譲渡株式等の数}} \times \text{発行法人の発行済株式等の総数} + \text{発行法人が有する負債の金額(退職給与引当金及び賞与引当金の額を含む。)}$ <p>(借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の譲渡対価の区分)</p> <p>62の3(2)-8 .....</p> <p>.....62の3(1)-15により借地権の消滅時に取得したものとされる部分の土地(連結事業年度において連結措置法通達68の68(1)-14により取得したものとされる部分の土地を含む。以下62の3(2)-8において「旧借地権部分」という。)</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(注) .....</p> <p>(底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の譲渡対価の区分)</p> <p>62の3(2)-9 .....</p> <p>.....62の3(1)-16により取得したものとされる底地(連結事業年</p>	<p>似株式等に該当するかどうかにより判定するものとする。</p> <p>(注) .....</p> <p>(総資産の価額の総額の算定が困難な場合の簡便計算)</p> <p>62の3(1)-20 .....</p> <p>(算式)</p> $\frac{\text{当該株式等の譲渡対価の額}}{\text{譲渡株式等の数等}} \times \text{発行法人の発行済株式の総数等} + \text{発行法人が有する負債の金額(退職給与引当金及び賞与引当金の額を含む。)}$ <p>(借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の譲渡対価の区分)</p> <p>62の3(2)-8 .....</p> <p>.....62の3(1)-15により借地権の消滅時に取得したものとされる部分の土地(以下62の3(2)-8において「旧借地権部分」という。)</p> <p>.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(注) .....</p> <p>(底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の譲渡対価の区分)</p> <p>62の3(2)-9 .....</p> <p>.....62の3(1)-16により取得したものとされる底地(以下62の3</p>

度において連結措置法通達68の68(1)～15により取得したものとされる部分の土地を含む。以下62の3(2)～9において「旧底地部分」という。).....

- .....
- (1) .....
- (2) .....
- (注) .....

(延払基準を適用した場合の譲渡利益金額の計算)

62の3(2)～11 .....当該土地等の譲渡のあった日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)において延払基準の方法による経理をしている場合には、.....

(算式)

譲渡の日を含む事業年度(注)において延払基準の方法による経理をしていないものとした場合における措置法第62条の3第2項第2号  $\times$  令第124条第2項に規定する賦払金割合の規定を適用して計算した譲渡利益金額

(注) その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度とする。

(圧縮記帳に係る引当金等がある土地等の帳簿価額)

62の3(3)～1 法人が譲渡した土地等について圧縮記帳に係る引当金又は積立金を有している場合には、当該譲渡をした土地等に係る措置法令第38条の4第6項第1号イに掲げる譲渡直前の帳簿価額は、その土地等の帳簿価額として記帳されている金額から当該引当金又は積立金の額を控除した後の金額によるものとする。

(2)～9において「旧底地部分」という。).....

- (1) .....
- (2) .....
- (注) .....

(延払基準を適用した場合の譲渡利益金額の計算)

62の3(2)～11 .....当該土地等の譲渡のあった日を含む事業年度において延払基準の方法による経理をしている場合には、.....

(算式)

譲渡の日を含む事業年度において延払基準の方法による経理をしていないものとした場合  $\times$  令第124条第2項に規定する賦払金割合の規定を適用して計算した譲渡利益金額

(圧縮記帳に係る引当金等がある土地等の帳簿価額)

62の3(3)～1 法人が譲渡した土地等について圧縮記帳に係る引当金又は積立金を有している場合には、当該譲渡をした土地等に係る措置法令第38条の4第5項第1号イに掲げる譲渡直前の帳簿価額は、その土地等の帳簿価額として記帳されている金額から当該引当金又は積立金の額(その繰入れ又は積立てをした事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額によるものとし、その後の事業年度においてこれらの金額を取り崩して基本通達4-1-2の(2)の取扱いにより益金の額に算入している場合においても、その取崩しはなかったものとした金額による。)を控除した後の金額によるものとする。

改 正 後	改 正 前
<p>(注) この取扱いにより譲渡直前の帳簿価額から控除する引当金又は積立金の額は、その繰入れ又は積立てをした事業年度の所得の金額（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度の連結所得の金額）の計算上損金の額に算入された金額によるものとし、その後の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）においてこれらの金額を取り崩して基本通達4-1-2の<sup>(2)</sup>又は連結基本通達4-1-2の<sup>(2)</sup>の取扱いにより益金の額に算入している場合においても、その取崩しはなかったものとした金額によることに留意する。</p> <p>(借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)</p> <p>62の3(3)-2 .....  .....62の3(2)-8に定める旧借地権部分及び旧底地部分（連結措置法通達68の68(2)-8に定める旧借地権部分及び旧底地部分を含む。以下62の3(3)-2において同じ。）に係る措置法令第38条の4第6項第1号イから二までに掲げる金額は、.....</p> <p>(1) .....  (2) .....</p> <p>(底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)</p> <p>62の3(3)-3 .....  .....62の3(2)-9に定める旧底地部分及び旧借地権部分（連結措置法通達68の68(2)-9に定める旧底地部分及び旧借地権部分を含む。以下62の3(3)-3において同じ。）に係る措置法令第38条の4第6項第1号イから二</p>	<p>る。</p> <p>(借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)</p> <p>62の3(3)-2 .....  .....62の3(2)-8に定める旧借地権部分及び旧底地部分に係る措置法令第38条の4第5項第1号イから二までに掲げる金額は、.....</p> <p>...</p> <p>(1) .....  (2) .....</p> <p>(底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)</p> <p>62の3(3)-3 .....  .....62の3(2)-9に定める旧底地部分及び旧借地権部分に係る措置法令第38条の4第5項第1号イから二までに掲げる金額は、.....</p> <p>...</p>

までに掲げる金額は、.....

(1) .....

(2) .....

(異なる取得価額の土地から成る一団の宅地の一部を譲渡した場合の原価の額の計算)

62の3(3)-4 法人が、一団の宅地に属する土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡に係る措置法令第38条の4第6項第1号イの譲渡直前の帳簿価額又は同号ハの当該賃借権の設定等直前の帳簿価額については、基本通達2-2-2に定めるところによる。この場合において、これらの帳簿価額の計算の基礎となる「工事原価の見積額」のうち各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)に支出した利子の額が含まれている場合には、その額を控除して計算することに留意する。

(注)1 .....

2 .....

(仲介行為者が2以上である場合の原価の額の計算)

62の3(3)-5 .....

.....措置法令第38条の4第6項第1号ホ.....

(造成費の支出がある場合の譲渡土地等の帳簿価額の累計額の計算)

62の3(4)-1 措置法令第38条の4第7項第1号イ、ロ又はハ.....

同号イ(1)に規定する10年前の事業年度等の開始の日の前日、.....

(期末帳簿価額についての見積計算の不適用)

62の3(4)-2 措置法令第38条の4第7項第1号イ(1)若しくは(2)又はロ(1)...

(1) .....

(2) .....

(異なる取得価額の土地から成る一団の宅地の一部を譲渡した場合の原価の額の計算)

62の3(3)-4 法人が、一団の宅地に属する土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡に係る措置法令第38条の4第5項第1号イの譲渡直前の帳簿価額又は同号ハの当該行為直前の帳簿価額については、基本通達2-2-2に定めるところによる。この場合において、これらの帳簿価額の計算の基礎となる「工事原価の見積額」のうち各事業年度に支出した利子の額が含まれている場合には、その額を控除して計算することに留意する。

(注)1 .....

2 .....

(仲介行為者が2以上である場合の原価の額の計算)

62の3(3)-5 .....

.....措置法令第38条の4第5項第1号ホ.....

(造成費の支出がある場合の譲渡土地等の帳簿価額の累計額の計算)

62の3(4)-1 措置法令第38条の4第6項第1号イ、ロ又はハ.....

同号イ(1)に規定する10年前の事業年度の直前の事業年度終了の日、.....

(期末帳簿価額についての見積計算の不適用)

62の3(4)-2 措置法令第38条の4第6項第1号イ(1)若しくは(2)又はロ(1)...

改 正 後	改 正 前
<p>.....10年前の事業年度等の開始の日の前日又は.....、当該土地等につき各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）に支出した利子の額以外の金額で土地等の取得価額に算入すべき金額によるものとする。</p> <p>(注)1 .....</p> <p>2 .....</p> <p>（一団の宅地に属する土地等についての帳簿価額の累計額の計算）</p> <p>62の3(4)－4 .....</p> <p>(1) 当該譲渡をした日を含む事業年度の直前の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）終了の日までの期間につき.....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(注) .....</p> <p>（概算法による場合の譲渡経費）</p> <p>62の3(4)－5 .....措置法令第38条の4第7項.....</p> <p>（仲介行為の場合における保有期間）</p> <p>62の3(4)－6 .....措置法令第38条の4第7項第1号.....</p> <p>...</p> <p>（売主及び買主の双方から報酬を受ける場合の概算法による経費の計算）</p>	<p>.....10年前の事業年度の直前の事業年度終了の日又は.....</p> <p>...、当該土地等につき支出した金額（各事業年度に支出した利子の額以外の金額で土地等の取得価額に算入すべきものに限る。）によるものとする。</p> <p>(注)1 .....</p> <p>2 .....</p> <p>（一団の宅地に属する土地等についての帳簿価額の累計額の計算）</p> <p>62の3(4)－4 .....</p> <p>(1) 当該譲渡をした日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日までの期間につき.....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(注) .....</p> <p>（概算法による場合の譲渡経費）</p> <p>62の3(4)－5 .....措置法令第38条の4第6項.....</p> <p>（仲介行為の場合における保有期間）</p> <p>62の3(4)－6 .....措置法令第38条の4第6項第1号.....</p> <p>...</p> <p>（売主及び買主の双方から報酬を受ける場合の概算法による経費の計算）</p>

62の3(4)-7 .....

.....同条第7項各号.....

(実額配賦法による場合の経費の範囲)

62の3(4)-8 法人が、措置法令第38条の4第7項第2号に掲げる金額に係る経費の額の計算につき実額配賦法(同条第9項の規定の適用を受ける場合...  
.....ただし、一般土地等の譲渡に係る未収金の貸倒損、当該一般土地等の災害等による異常損失で原価外で処理したもの等当該一般土地等に係る損失の額は、その発生した事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)における販売費及び一般管理費とする。

(引当金)

62の3(4)-10 .....

(注) 当該事業年度において支出した退職給与の額は、法人税法等の一部を改正する法律(平成14年法律第79号)附則第8条第2項から第4項までの規定による当該事業年度の退職給与引当金勘定の取崩しに係る益金算入額を控除した金額(当該金額がマイナスとなる場合には、ゼロとする。)による。

(所得計算上損金の額に算入されない費用)

62の3(4)-12 .....

.....措置法令第38条の4第9項.....

(注) 交際費等の損金不算入額又は寄附金の損金算入限度超過額のうち土地等の帳簿価額に含まれている金額は、当該事業年度.....

62の3(4)-7 .....

.....同条第6項各号.....

(実額配賦法による場合の経費の範囲)

62の3(4)-8 法人が、措置法令第38条の4第6項第2号に掲げる金額に係る経費の額の計算につき実額配賦法(措置法令第38条の4第8項の規定の適用を受ける場合.....ただし、一般土地等の譲渡に係る未収金の貸倒損、当該一般土地等の災害等による異常損失で原価外で処理したもの等当該一般土地等に係る損失の額は、その発生した事業年度における販売費及び一般管理費とする。

(引当金)

62の3(4)-10 .....

(注) 退職給与引当金については、まず当該事業年度において支出した退職給与の額と取崩しに係る益金算入額とを相殺し、なお益金算入額に残額がある場合には、その残額を繰入額から控除した金額による。

(所得計算上損金の額に算入されない費用)

62の3(4)-12 .....

.....措置法令第38条の4第8項.....

(注) 交際費等の損金不算入額又は寄附金の損金算入限度超過額のうち土地等の帳簿価額に含まれている金額は当該事業年度.....

改 正 後

(実額配賦法による場合の支払利子の計算方法)

62の3(4)-17 .....

(算式)

$$\text{当該事業年度における支払利子の合計額} \times \frac{\text{C又はD}}{(\text{A+B}) \times 1/2 + \text{Cの合計額} + \text{Dの合計額}}$$

A = 当該事業年度の直前事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)の終了の日における総資産の帳簿価額から同日における土地等の帳簿価額を控除した金額

B = 当該事業年度終了の日における総資産の帳簿価額から同日における土地等の帳簿価額を控除した金額

C = 当該事業年度中に譲渡した個々の土地等の譲渡原価に当該個々の土地等の当該事業年度における保有期間の月数を乗じ、これを当該事業年度の月数で除して得た金額

D = 当該事業年度終了の日において有する個々の土地等の同日における帳簿価額に当該個々の土地等の当該事業年度における保有期間の月数を乗じ、これを当該事業年度の月数で除して得た金額

(更正決定の場合の経費の計算方法)

62の3(4)-19 .....

(1) .....

(2) .....

(注)1 法人の各事業年度の所得の金額(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度の連結所得の金額)の計算の基礎となった費用の額.....

改 正 前

(実額配賦法による場合の支払利子の計算方法)

62の3(4)-17 .....

(算式)

$$\text{当該事業年度における支払利子の合計額} \times \frac{\text{C又はD}}{(\text{A+B}) \times 1/2 + \text{Cの合計額} + \text{Dの合計額}}$$

A = 当該事業年度の直前事業年度の終了の日における総資産の帳簿価額から同日における土地等の帳簿価額を控除した金額

B = 当該事業年度終了の日における総資産の帳簿価額から同日における土地等の帳簿価額を控除した金額

C = 当該事業年度中に譲渡した個々の土地等の譲渡原価に当該個々の土地等の当該事業年度における保有期間の月数を乗じ、これを当該事業年度の月数で除して得た金額

D = 当該事業年度終了の日において有する個々の土地等の同日における帳簿価額に当該個々の土地等の当該事業年度における保有期間の月数を乗じ、これを当該事業年度の月数で除して得た金額

(更正決定の場合の経費の計算方法)

62の3(4)-19 .....

(1) .....

(2) .....

(注)1 法人の各事業年度の所得の金額の計算の基礎となった費用の額.....

2 .....

(宅地建物取引業者の有する土地等)

62の3(5)-1 .....

.....**措置法令第38条の4第10項**.....

(注) .....

(居住用家屋の判定)

62の3(5)-3 **措置法令第38条の4第10項**.....

(土地区画整理事業の換地処分により取得した土地等を譲渡した場合の除外規定の適用)

62の3(5)-4 .....

.....**措置法令第38条の4第11項第1号イ**.....

(算式)

.....

(造成工事の対価として取得した土地等を譲渡した場合の除外規定の適用)

62の3(5)-5 .....

.....**措置法令第38条の4第11項第1号イ**.....

(算式)

.....

(いわゆる売建方式による場合の除外規定の適用)

62の3(5)-6 .....

.....**措置法令第38条の4第11項第1号イ**.....

2 .....

(宅地建物取引業者の有する土地等)

62の3(5)-1 .....

.....**措置法令第38条の4第9項**.....

(注) .....

(居住用家屋の判定)

62の3(5)-3 **措置法令第38条の4第9項**.....

(土地区画整理事業の換地処分により取得した土地等を譲渡した場合の除外規定の適用)

62の3(5)-4 .....

.....**措置法令第38条の4第10項第1号イ**.....

(算式)

.....

(造成工事の対価として取得した土地等を譲渡した場合の除外規定の適用)

62の3(5)-5 .....

.....**措置法令第38条の4第10項第1号イ**.....

(算式)

.....

(いわゆる売建方式による場合の除外規定の適用)

62の3(5)-6 .....

.....**措置法令第38条の4第10項第1号イ**.....

改 正 後	改 正 前
<p>(構築物の耐用年数の判定)</p> <p>62の3(5)-7 <b>措置法令第38条の4第11項第1号イ</b>.....</p>	<p>(構築物の耐用年数の判定)</p> <p>62の3(5)-7 <b>措置法令第38条の4第10項第1号イ</b>.....</p>
<p>(造成費用の範囲)</p> <p>62の3(5)-8 <b>措置法令第38条の4第11項第1号ロ</b>.....</p>	<p>(造成費用の範囲)</p> <p>62の3(5)-8 <b>措置法令第38条の4第10項第1号ロ</b>.....</p>
<p>(土地等の譲渡の日の前日における価額)</p> <p>62の3(5)-9 <b>措置法令第38条の4第11項第1号ロ</b>.....</p>	<p>(土地等の譲渡の日の前日における価額)</p> <p>62の3(5)-9 <b>措置法令第38条の4第10項第1号ロ</b>.....</p>
<p>(棚卸資産に該当する土地等を譲渡した場合の取扱い)</p> <p>62の3(5)-10 .....</p> <p>.....<b>措置法第62条の3第4項</b>.....</p> <p>(注) .....<b>措置法令第38条の4第11項</b>.....</p>	<p>(棚卸資産に該当する土地等を譲渡した場合の取扱い)</p> <p>62の3(5)-10 .....</p> <p>.....<b>同法第62条の3第4項</b>.....</p> <p>(注) .....<b>措置法令第38条の4第10項</b>.....</p>
<p>(代行買収により代替地が買い取られる場合の除外規定の不適用)</p> <p>62の3(5)-11 .....</p> <p>.....<b>措置法令第38条の4第12項第2号</b>.....<b>措置法第62条の3第4項第1号</b>.....</p>	<p>(代行買収により代替地が買い取られる場合の除外規定の不適用)</p> <p>62の3(5)-11 .....</p> <p>.....<b>措置法令第38条の4第11項第2号</b>.....<b>同法第62条の3第4項第1号</b>.....</p>
<p>(収用対償地の買取りに係る契約方式)</p> <p>62の3(5)-12 .....</p> <p>.....<b>措置法令第38条の4第12項第2号</b>.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p>	<p>(収用対償地の買取りに係る契約方式)</p> <p>62の3(5)-12 .....</p> <p>.....<b>措置法令第38条の4第11項第2号</b>.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p>

(地方公共団体の出資又はきょ出により設立された法人の意義)

62の3(5)-13 措置法令第38条の4第13項第2号イ.....

(収用換地等による譲渡)

62の3(5)-14 .....

.....措置法第64条又は第65条若しくは第65条の2.....

措置法第62条の3第4項.....

(注) .....

.....措置法第62条の3第4項第3号.....

(建築面積等の意義)

62の3(5)-15 措置法第62条の3第4項第6号.....措置法令第38条の4第15項第2号ロ.....

(建築物を2以上の者が建築する場合の取扱い)

62の3(5)-16 措置法第62条の3第4項第6号.....同項第13号.....

.....

(1) 同項第6号.....同項第13号.....

(2) 同項第6号.....

(3) 同項第13号イ.....

(一団の宅地の面積の判定)

62の3(5)-17 措置法第62条の3第4項第8号イ、第10号イ又は第11号イ.....

.....

(1) .....

(2) .....

(地方公共団体の出資又はきょ出により設立された法人の意義)

62の3(5)-13 措置法令第38条の4第12項第2号イ.....

(収用換地等による譲渡)

62の3(5)-14 .....

.....同法第64条又は第65条若しくは第65条の2.....同

法第62条の3第4項.....

(注) .....

.....同法第62条の3第4項第3号.....

(建築面積等の意義)

62の3(5)-15 措置法第62条の3第4項第5号.....措置法令第38条の4第14項第2号ロ.....

(建築物を2以上の者が建築する場合の取扱い)

62の3(5)-16 措置法第62条の3第4項第5号.....同項第12号.....

.....

(1) 同項第5号.....同項第12号.....

(2) 同項第5号.....

(3) 同項第12号イ.....

(一団の宅地の面積の判定)

62の3(5)-17 措置法第62条の3第4項第7号イ、第9号イ又は第10号イ.....

.....

(1) .....

(2) .....

改 正 後	改 正 前
<p>(3) .....</p> <p>(宅地造成につき開発許可を受けた者が有する土地等を譲渡する場合の取扱い)  62の3(5)-18 <u>措置法第62条の3第4項第8号、第9号及び第10号</u>.....  .....<u>同項第8号口</u>.....</p> <p>(宅地の造成の意義)  62の3(5)-19 <u>措置法第62条の3第4項第8号</u>.....</p> <p>(住宅建設の用に供される一団の宅地の造成の意義)  62の3(5)-20 <u>措置法第62条の3第4項第10号又は第11号</u>.....  (注) .....  .....<u>措置法第62条の3第4項第10号</u>.....</p> <p>(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)  62の3(5)-21 <u>措置法規則第21条の19第2項第8号又は第11号</u>.....  <u>措置法第62条の3第4項第8号又は第11号</u>.....</p> <p>(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡)  62の3(5)-22 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) <u>同項第6号</u>.....</p> <p>(3) <u>同項第8号、第10号又は第11号</u>.....</p> <p>(4) <u>同項第12号</u>.....</p>	<p>(3) .....</p> <p>(宅地造成につき開発許可を受けた者が有する土地等を譲渡する場合の取扱い)  62の3(5)-18 <u>措置法第62条の3第4項第7号、第8号及び第9号</u>.....  .....<u>同項第7号口</u>.....</p> <p>(宅地の造成の意義)  62の3(5)-19 <u>措置法第62条の3第4項第7号</u>.....</p> <p>(住宅建設の用に供される一団の宅地の造成の意義)  62の3(5)-20 <u>措置法第62条の3第4項第9号又は第10号</u>.....  (注) .....  .....<u>措置法第62条の3第4項第9号</u>.....</p> <p>(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)  62の3(5)-21 <u>措置法規則第21条の19第2項第7号又は第10号</u>.....  <u>措置法第62条の3第4項第7号又は第10号</u>.....</p> <p>(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡)  62の3(5)-22 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) <u>同項第5号</u>.....</p> <p>(3) <u>同項第7号、第9号又は第10号</u>.....</p> <p>(4) <u>同項第11号</u>.....</p>

(住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う者)

62の3(5)-23 **措置法第62条の3第4項第12号又は第13号**.....**同項第12号本文**かっこ書.....

(注) **同項第6号**.....

(中高層の耐火共同住宅の住居の用途に供する独立部分及び床面積の判定)

62の3(5)-24 **措置法第62条の3第4項第12号口に規定する「中高層の耐火共同住宅にあつては、住居の用途に供する独立部分.....が.....**

(床面積の4分の3以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものであるかどうかの判定)

62の3(5)-25 **措置法令第38条の4第23項第3号**.....

(優良住宅の認定を受けた併用住宅の敷地)

62の3(5)-26 **措置法第62条の3第4項第12号二**.....

(土地等の一部が住宅以外の施設の敷地の用に供される場合の除外規定の適用)

62の3(5)-27 **措置法第62条の3第4項第12号**.....

(換地処分後の土地等の譲渡)

62の3(5)-28 .....  
.....**措置法第62条の3第4項第13号**.....

(一の住宅の意義等)

62の3(5)-29 **措置法令第38条の4第25項**.....

(住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う者)

62の3(5)-23 **措置法第62条の3第4項第11号又は第12号**.....**同項第11号本文**かっこ書.....

(注) **同項第5号**.....

(中高層の耐火共同住宅の住居の用途に供する独立部分及び床面積の判定)

62の3(5)-24 **措置法第62条の3第4項第11号口に規定する「中高層の耐火共同住宅にあつては住居の用途に供する独立部分が.....**

(床面積の4分の3以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものであるかどうかの判定)

62の3(5)-25 **措置法令第38条の4第22項第3号**.....

(優良住宅の認定を受けた併用住宅の敷地)

62の3(5)-26 **措置法第62条の3第4項第11号二**.....

(土地等の一部が住宅以外の施設の敷地の用に供される場合の除外規定の適用)

62の3(5)-27 **措置法第62条の3第4項第11号**.....

(換地処分後の土地等の譲渡)

62の3(5)-28 .....  
.....**措置法第62条の3第4項第12号**.....

(一の住宅の意義等)

62の3(5)-29 **措置法令第38条の4第24項**.....

改 正 後	改 正 前
<p>.....</p> <p>(注) .....</p> <p>.....<b>措置法第62条の3第4項第13号</b>.....</p> <p>.....</p> <p>(併用住宅の場合)</p> <p>62の3(5)-30 .....</p> <p>.....<b>措置法第62条の3第4項第13号</b>.....</p> <p>(注) .....<b>措置法令第38条の4第25項</b>.....</p> <p>(床面積の意義)</p> <p>62の3(5)-31 <b>措置法第62条の3第4項第12号口、措置法令第38条の4第23項第3号、同項第4号、同条第25項第1号及び措置法規則第21条の19第2項第13号に規定する床面積は</b>.....</p> <p>(国土利用計画法の届出をして買い取られる場合)</p> <p>62の3(5)-33 ..... (<b>同法第27条の7第1項</b>..... (<b>同法第27条の8第2項</b>.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(確定優良住宅地等予定地のための譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合の証明書類)</p> <p>62の3(5)-34 .....</p>	<p>.....</p> <p>(注) .....</p> <p>.....<b>措置法第62条の3第4項第12号</b>.....</p> <p>.....</p> <p>(併用住宅の場合)</p> <p>62の3(5)-30 .....</p> <p>.....<b>措置法第62条の3第4項第12号</b>.....</p> <p>(注) .....<b>措置法令第38条の4第24項</b>.....</p> <p>(床面積の意義)</p> <p>62の3(5)-31 <b>措置法第62条の3第4項第11号口、措置法令第38条の4第22項第3号、同項第4号、同条第24項第1号及び措置法規則第21条の19第2項第12号に規定する床面積は</b>.....</p> <p>(国土利用計画法の届出をして買い取られる場合)</p> <p>62の3(5)-33 ..... (<b>第27条の7第1項</b>..... (<b>第27条の8第2項</b>.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(確定優良住宅地等予定地のための譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合の証明書類)</p> <p>62の3(5)-34 .....</p>

.....同条第4項第8号から第13号までに規定する.....

同条第4項第8号から第13号までに掲げる.....措置法規則第21条  
の19第2項第8号から第13号まで.....

(縄伸び等により収益の額に異動が生じた場合の調整)

62の3(6)-3 .....

.....その譲渡の日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度  
に該当する場合には、当該連結事業年度。以下「譲渡事業年度」という。)...  
.....

(注) 当該確定のあった日を含む事業年度の翌事業年度において法第71条の規  
定による中間申告をする場合の中間納付額(その事業年度が連結事業年度  
に該当する場合には、法第81条の19の規定による連結中間申告をする場合  
の連結中間納付額)又は当該確定のあった日を含む事業年度を法第80条第  
1項に規定する還付所得事業年度として同項の規定による還付請求をする  
場合.....

(見積った原価の額が増加した場合等の調整)

62の3(6)-4 法人が譲渡事業年度において土地等の原価の額が確定しないた  
め原価の額を見積って譲渡利益金額の計算をした場合(当該譲渡事業年度が  
基本通達2-2-2の(1)に定める事業年度又は連結基本通達2-2-2の(1)  
に定める事業年度である場合を除く。)において、.....  
.....

(注) .....

(契約の解除があった場合の更正の請求)

62の3(6)-5 .....

.....、譲渡事業年度の当該譲渡に係る土地譲渡利益金額.....

.....同条第4項第7号から第12号までに規定する.....

同条第4項第7号から第12号までに掲げる.....措置法規則第21条  
の19第2項第7号から第12号まで.....

(縄伸び等により収益の額に異動が生じた場合の調整)

62の3(6)-3 .....

.....その譲渡の日を含む事業年度(以下「譲渡事業年度」とい  
う。)...  
.....

(注) 当該確定のあった日を含む事業年度の翌事業年度において法第71条の規  
定による中間申告をする場合の中間納付額又は当該確定のあった日を含む  
事業年度を法第81条第1項に規定する還付所得事業年度として同項の規定  
による還付請求をする場合.....

(見積った原価の額が増加した場合等の調整)

62の3(6)-4 法人が当該事業年度において譲渡をした土地等の原価の額が確  
定しないため原価の額を見積って譲渡利益金額の計算をした場合(当該事業  
年度が基本通達2-2-2の(1)に定める事業年度である場合を除く。)におい  
て、.....  
.....

(注) .....

(契約の解除があった場合の更正の請求)

62の3(6)-5 .....

.....、当該譲渡をした事業年度の当該譲渡に係る土地譲渡利益金

改 正 後	改 正 前
<p>.....</p> <p>(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)</p> <p>62の3(6)-6 .....<u>措置法令第38条の4第31項第2号から第6号まで</u>.....</p> <p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>62の3(6)-7 <u>法人の有する土地等が措置法令第38条の4第31項第3号から第6号までの規定(措置法令第39条の97第12項第2号に係るものを除く。)</u>の適用を受けた代替資産又は交換取得資産(以下「代替資産等」という。)である場合において、.....</p> <p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p> <p>62の3(6)-8 <u>法人の有する土地等が措置法令第38条の4第31項第3号から第6号までの規定(措置法令第39条の97第12項第2号に係るものを除く。)</u>の適用を受けた代替資産等である場合において、.....</p> <p>(注) .....</p> <p>(譲渡利益金額から控除する損金算入額)</p> <p>62の3(6)-9 .....<u>措置法第62条の3第9項</u>.....</p> <p>(開発許可等を受けることができると見込まれる日の認定)</p> <p>62の3(6)-10 <u>措置法令第38条の4第27項又は第28項</u>.....<u>同条第26</u></p>	<p>額.....</p> <p>(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)</p> <p>62の3(6)-6 .....<u>措置法令第38条の4第29項第2号から第5号まで</u>.....</p> <p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>62の3(6)-7 <u>法人の有する土地等が措置法令第38条の4第29項第3号から第5号までの規定の適用を受けた代替資産又は交換取得資産(以下「代替資産等」という。)</u>である場合において、.....</p> <p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p> <p>62の3(6)-8 <u>法人の有する土地等が措置法令第38条の4第29項第3号から第5号までの規定の適用を受けた代替資産等である場合において、</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(注) .....</p> <p>(譲渡利益金額から控除する損金算入額)</p> <p>62の3(6)-9 .....<u>同法第62条の3第9項</u>.....</p> <p>(開発許可等を受けることができると見込まれる日の認定)</p> <p>62の3(6)-10 <u>措置法令第38条の4第26項又は第27項</u>.....<u>同条第25</u></p>

項.....

(注) .....措置法第62条の3第4項第8号から第13号まで.....  
.....

(予定期間内において優良住宅地等のための譲渡に該当しないこととなった場合の取扱い)

62の3(6)-11 措置法第62条の3第5項の規定(連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、措置法第68条の68第5項の規定)の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が措置法第62条の3第5項に規定する予定期間(以下62の3(6)-11において「予定期間」という。)の中途において同条第4項第8号から第13号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなった場合においても、予定期間の末日を含む事業年度において同条第8項の規定を適用することに留意する。

項.....

(注) .....措置法第62条の3第4項第7号から第12号まで.....  
.....

(予定期間内において優良住宅地等のための譲渡に該当しないこととなった場合の取扱い)

62の3(6)-11 措置法第62条の3第5項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が同項に規定する予定期間(以下62の3(6)-11において「予定期間」という。)の中途において同条第4項第7号から第12号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなった場合においても、予定期間の末日を含む事業年度において同条第8項の規定を適用することに留意する。